# ＭＲＦ（マネー・リザーブ・ファンド）累積投資約款

**第１条（趣旨）**

この約款は、投資信託（投資信託総合取引規定第１条に定める「投資信託」をいいます。）に関する取引のうち、お客様が別途締結される当組合を代理金融機関とする三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社（以下、「投資一任業者」といいます。）の投資一任契約（以下、「投資一任契約」といいます。）にかかる運用（以下、「当該運用」といいます。）で使用される三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社の「国際のＭＲＦ（マネー・リザーブ・ファンド）」受益権（以下、「ＭＲＦ」といいます。）に関するお客様と当組合との間の累積投資に関する取決めです。当組合は、この約款に従ってＭＲＦの累積投資契約（以下、「本契約」といいます。）をお客様と締結します。

2　この約款に別段の定めがないときは、ＭＲＦの目論見書、「投資信託総合取引規定」および同規定第２条各号に定める約款・規定の定めによるものとします。

**第２条（申込方法）**

お客様は、当組合所定の申込書に必要事項を記載のうえ、お届出の印鑑を押印し、これを当組合の本・支店または事務所（以下、「取扱店」といいます。）に提出することによって本契約を申し込むものとします。

2　当組合が当該申込みを承諾することにより契約が締結されたものとします。

**第３条（ご入金）**

お客様が、投資一任契約にかかる契約金額（当初契約金額のほか増額の契約金額を含みます。）を指定貯金口座（投資信託総合取引規定第６条に定める指定口座をいいます。以下同じ。）に入金された場合、当組合は指定貯金口座から契約金額を払い出し、お客様の投信口座においてＭＲＦの買付けをお客様のために行います。

2　なお、お客様が、投資一任契約にかかる契約金額を指定貯金口座に入金される場合、投資一任運用開始日から起算して６営業日前までに当該払込金をお客様の指定貯金口座において当組合が確認し、所定の手続きを経たものに限り、投信口座においてＭＲＦの取得申込みをお客様のために行います。

3　お客様の取引状況等によっては、本条の定めと異なる取扱いをする場合があります。

**第４条（ＭＲＦの自動取得）**

投資一任契約に基づく投資信託受益権等の取引等により、当組合は、ＭＲＦを目論見書の定めに従って遅滞なくお客様の投信口座においてお客様のために取得します。

2　ＭＲＦ取得に際してお客様にＭＲＦの目論見書を提示する場合は、投資一任契約に基づく投資対象の説明として行うものであり、お客様が直接ＭＲＦを取得することを目的に行われるものではありません。

3　お客様の取引状況等によっては、本条の定めと異なる取扱いをする場合があります。

**第５条（ＭＲＦの自動換金）**

投資一任契約に基づく投資信託受益権等の取引等により、金銭の払込みが必要となる場合は、当組合は、払込期日の前営業日にＭＲＦの換金をお客様のために行います。

2　お客様の取引状況等によっては、本条の定めと異なる取扱いをする場合があります。

**第６条（ＭＲＦの管理）**

投資一任契約にかかるお客様のＭＲＦは、「社債、株式等の振替に関する法律」および「投資信託受益権振替決済口座管理規定」に基づいて管理いたします。

**第７条（収益分配金の再投資）**

前条の管理にかかるＭＲＦの収益分配金は、前月の最終取引日（その翌日以降に取得した場合については、当該取得した日）から当月の最終取引日の前日分までの分を当月の最終営業日に、お客様に代わって当組合が受領のうえ、お客様の投資一任財産に繰り入れ、原則としてその全額をもって当月最終営業日の前日の基準価額によりＭＲＦを取得します。

**第８条（返還）**

当組合は、投資一任契約の期間満了、解約または減額変更のご請求に伴い、お客様のＭＲＦを換金のうえ、その代金を指定貯金口座に入金することにより返還します。

2　ＭＲＦの返還の対象は、投資一任財産の全部解約の場合を除き、元本部分のみであり、収益分配金の返還はありません。

**第９条（取引の制限等）**

当組合は、お客様の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。お客様から正当な理由なく指定した期限までに回答がいただけない場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。

2　前項の各種確認や資料の提出の求めに対するお客様の回答、具体的な取引の内容、お客様の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。

3　前二項に定めるいずれの取引等の制限についても、お客様からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は前二項に基づく取引等の制限を解除します。

**第10条（解約）**

本契約は、投資信託総合取引規定第11条第１項もしくは第２項、または次の各号のいずれかに該当した場合には、解約されるものとします。

①　投資一任契約の期間満了、解約に伴いすべての投資一任財産を返還する場合。

②　投資対象のＭＲＦが償還された場合。

③　やむを得ない事由により、当組合が本契約の解約を申し出た場合。

2　本契約が解約されたとき、当組合は、遅滞なく保管中のＭＲＦを前条に準じて取扱店において、お客様に返還します。

**第11条（その他）**

当組合は、本契約に基づいてお預かりした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いしません。

2　当組合は、投資信託総合取引規定第８条各号、または次の各号により生じた損害については、その責を負いません。

①　お届出の印鑑の押印された当組合所定の申込書によって、この約款に基づくＭＲＦを返還した場合。

②　返還のお申出が当組合所定の手続きを経なかったためこの約款に基づくＭＲＦの返還をしなかった場合。

③　天災地変その他不可抗力により、この約款に基づくＭＲＦの取得、またはＭＲＦもしくはその収益分配金の返還が遅延した場合。

**第 12 条（ＭＲＦの変更）**

投資対象とするＭＲＦは、お客様から投資一任業者が委任された投資一任権限による指図をもって、他のＭＲＦに変更されることがあります。

**第 13 条（合意管轄）**

この約款に関する訴訟については、当組合本店の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

**第 14 条（約款の変更）**

この約款は、民法に定める定型約款に該当します。この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに、民法の定型約款の変更の規定に基づき変更されることがあります。変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

以　上

2026 年 4 月 13 日